

| 試 験 種 別 | 試 験 科 目 |
|--|---------|
| 第 1 種 伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者 | 法 規 |

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の A ~ C の文章は、電気通信事業法に規定する、定義について述べたものである。
 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声又は画像を送り、伝えること及びそれらの情報の処理を行うことをいう。
 B 電気通信事業とは、電気通信事業者が行う事業の運営に係る事業計画のことをいう。
 C 電気通信業務とは、電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア)。

| <(ア)の解答群> | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の A ~ C の文章は、第一種電気通信事業に関する電気通信事業法の規定について述べたものである。
 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置して電気通信役務を提供する事業である。
 B 第一種電気通信事業者は、総務省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様を変更したときは、総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 C 第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときに、当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれのあるときは、これに応じなくてもよい。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (イ)。

| <(イ)の解答群> | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、技術基準適合確認を要しない設備について述べたものである。同法及び同規則に規定する内容に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、事業の許可に係る電気通信設備が電気通信事業法第41条第1項の技術基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならないが、総務省令で定めるものについては除かれる。この総務省令で定める技術基準適合確認を要しない電気通信設備は、次に掲げる場合に該当する設備である。

- () 既に技術基準適合確認を受けた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、既に技術基準適合確認を受けた方法により設置した場合(アナログ電話用設備にあつては、 (ウ) を劣化させることになる場合を除く。)
- () 既に技術基準適合確認を受けた自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(従来アナログ電話用設備に該当するものでなかったものが当該変更によりアナログ電話用設備に該当するものとなる場合を除く。)
- () 技術基準適合認定を受けた端末機器を第一種電気通信事業者が設置し、かつ、 (エ) に供する電気通信回線設備に接続する場合

(ウ)、(エ)の解答群>

通話品質及び伝送品質

接続品質及び伝送品質

特定の者の用

第二種電気通信事業者の用

通話品質及び接続品質

接続品質及び安定品質

自己の事業の用

特別の事業の用

(4) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付及び返納について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者、また、これらの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣の指定する指定試験機関が認定した者に交付される。
- C 総務大臣は、次の()又は()に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。
- () 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づく命令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者
- () 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(5) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、土地等の一時使用について述べたものである。
□内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

第一種電気通信事業者は、次の()~()に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であって、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあっては、①線路(第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備をいう。)を支持するために利用する場合に限る。

- () 線路に関する工事の施行のため必要な②作業事務所及び機材の置場並びに廃棄物の捨場の設置
- () 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における③重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置
- () 測標の設置

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、□(カ)。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、第一種電気通信事業者が行う電気通信役務の種類について述べたものである。□内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 第一種電気通信事業者の行う電気通信役務の種類は、音声伝送、データ伝送及び専用の3種類である。
- B 音声伝送とは、概ね4キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、データ伝送役務以外のものである。
- C 専用とは、不特定多数の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務である。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、□(ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(2) 次の()~()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が公共の利益のため、優先的に取扱うべき「緊急に行うことを要するその他の通信」の内容に関し、その一部について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 火災、 (イ)、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- () 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの
- () 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項
- () 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な (ウ) その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

| | | |
|---------------|-------|---------|
| <(イ)、(ウ)の解答群> | | |
| 暴動 | 役務の提供 | 生活資源の供給 |
| 建物の倒壊 | 出水 | 物資の調達 |
| ライフラインの復旧 | 集団的疫病 | |

(3) 次の()~()の文章は、電波法に規定する、電波の質、受信設備の条件等について述べたものである。内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 送信設備に使用する①空中線電力、変調形式、電界強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- () 受信設備は、その②副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- () 無線設備には、③人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (エ)。

| | | |
|--------------|----------------|---------|
| <(エ)の解答群> | | |
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の無線通信に関する特別規定について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、 (オ) に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に (カ) を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>

| | | |
|---------|------------|--------|
| 通信の途絶 | 有害な混信 | 経済的な損失 |
| 電気通信事業法 | 秘密の漏えい | 無線通信規則 |
| 電波法 | 国際電気通信連合条約 | |

- (5) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、アクセス制御機能の定義について述べたものである。内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

「アクセス制御機能」とは、①特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る
②識別符号(識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。)であることを確認して、③当該特定利用の全部又は一部について制限するものをいう。

同法律に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

| | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における電源設備について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。

(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信回線設備の電源設備は、 (ア) (1日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した1時間をいう。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信回線設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備の電力の供給に直接係る電源設備の機器((イ))は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 平均繁忙時 | 最大繁忙時 | 平均負荷時 |
| 最大負荷時 | 通常負荷時 | |
| 開閉器及び遮断器を除く | | |
| 自家用発電機及び蓄電池を除く | | |
| 蓄電池の設置その他これに準ずる措置を含む | | |
| 開閉器及び遮断器を含む | | |
| 自家用発電機及び蓄電池を含む | | |

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

- () 事業用電気通信回線設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、①これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の②点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、③臨時の自動火災報知設備の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の「他の電気通信設備との責任の分界」について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点)

- () 事業用電気通信回線設備は、①他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備は、分界点において②他の電気通信設備の状態を識別し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信設備の故障を修理できる措置が講じられていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①、②の下線部分の語句は、 (エ) 。

<(エ)の解答群>

- | | |
|------------|--------------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい |
| ①、②いずれも正しい | ①、②いずれも正しくない |

(4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。
□内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 総合デジタル通信端末とは、端末設備であって、デジタルデータ伝送用設備に接続される点において2線式の接続形式で接続されるものをいう。
- B 専用通信回線設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。
- C 直流回路とは、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において2線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に接続して第一種電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、□(オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の用に供する専用設備の伝送品質について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、□内の(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

第一種電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い主要な専用設備の伝送品質に関し、総務大臣の確認を受けて□(カ)を定め、その値を維持するように努めなければならない。

<(カ)の解答群>

- | | | | | |
|-----|-----|-------|------|-----|
| 標準値 | 平均値 | 技術的条件 | 安全係数 | 基準値 |
|-----|-----|-------|------|-----|

- (6) 下記の解答群の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (キ) である。

<(キ)の解答群>

線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物(「コンテナ等」という。)及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

屋外に設置する電線(その中継器を除く。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、じんあい、騒音、磁場その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の「音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の電源供給について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備は、呼出信号の送出時を除き、端末設備等(端末設備又は自営電気通信設備をいう。以下同じ。)を接続する点において次の項目に掲げる条件に適合する通信用電源を供給しなければならない。

- () 端末設備等を切り離れた時の線間電圧が (ア) であること。
() 両線間を300オームの純抵抗で終端した時の回路電流が15ミリアンペア以上であること。
() 両線間を50オームの純抵抗で終端した時の回路電流が (イ) であること。

<(ア)、(イ)の解答群>

130ミリアンペア以下

130ミリアンペア以上かつ200ミリアンペア以下

200ミリアンペア以上かつ250ミリアンペア以下

250ミリアンペア以上

40ボルト以上かつ42ボルト以下

42ボルト以上かつ53ボルト以下

53ボルト以上かつ58ボルト以下

55ボルト以上かつ63ボルト以下

- (2) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の「音声伝送業務の用に供する事業用電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の監視信号受信条件について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

事業用電気通信回線設備は、端末設備等を接続する点において当該端末設備等が送出する次の監視信号を受信し、かつ、認識できるものでなければならない。

- A 端末設備等において当該端末設備等への着信に応答するため、当該端末設備等の直流回路を閉じて300オーム以下の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「端末応答信号」という。)
- B 発信側の端末設備等において通話を終了するため、当該端末設備等の直流回路を開いて1メガオーム以上の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「切断信号」という。)
- C 着信側の端末設備等において通話を終了するため、当該端末設備等の直流回路を閉じて4メガオーム以上の直流抵抗値を形成することにより送出する監視信号(「終話信号」という。)

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (3) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、安全性等について述べたものである。 内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 端末設備は、事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を容易に確認し変更する機能を有してはならない。
- B 端末設備は、事業用電気通信設備との間で鳴音(電氣的又は音響的結合により生ずる発振状態をいう。)を発生することを防止するために総務大臣が別に告示する条件を満たすものでなければならない。
- C 通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な漏話が発生することを防止する機能を備えなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (エ) 。

<(エ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、第一種電気通信事業の「音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の接続品質に関し、その一部について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備の接続品質は、 (オ) (1日のうち、1年間を平均して呼量(1時間に発生した呼の保留時間の総和を1時間で除したものをいう。)が最大となる連続した1時間について1年間の呼量及び呼数の最大のものから順に30日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。)については、次の事項に適合しなければならない。

事業用電気通信回線設備が発呼信号を受信した後、 (カ) となるまでの時間が3秒以上となる確率が0.01以下であること。

<(オ)、(カ)の解答群>

| | | |
|-----------------------|----------------|----------|
| 平均稼働率 | 最大トラヒック | 最繁時トラヒック |
| 基礎トラヒック | 平均保留時間 | |
| 選択信号を受信可能 | 着信側の端末設備等に着信可能 | |
| 発信側の端末設備等からの選択信号を受信完了 | | |
| 監視信号(応答信号)の送出自ら完了 | | |

- (5) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、総合デジタル通信用設備に接続される端末設備の発信の機能及び電気的条件について述べたものである。内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合①呼出しメッセージ送付終了後3分以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。
- () 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。)にあっては、②その回数は最初の発信から2分間に3回以内であること。この場合において、最初の発信から2分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。
- () 総合デジタル通信端末は、③電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

| | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の改善等の措置について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第5条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは (ア) に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の (イ) 又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

<(ア)、(イ)の解答群>

| | | | |
|----|----|-------|-------|
| 物件 | 機器 | 撤去 | 使用の制限 |
| 建物 | 回復 | 使用の停止 | 他の設備 |

- (2) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する、定義について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。

音声周波とは、周波数が200ヘルツを超え、3,500ヘルツ以下の電磁波をいう。

強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。

絶縁電線とは、絶縁物及び保護物で被覆されている強電流電線をいう。

支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物をいう。

(3) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、使用可能な電線の種類、線路の電圧等について述べたものである。 内の(工)に適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えるおそれがなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合は、この限りでない。
- B 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波であるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- C 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流において58デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (工) 。

<(工)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線の支持物等について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表1.8メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める場合はこの限りでない。
- B 架空電線の高さは、その架空電線が道路上にあるとき、鉄道又は軌道を横断するとき、及び河川を横断するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。
- C 架空電線は、他人の設置した架空電線との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は設置しようとする架空電線(これに係る中継器その他の機器を含む。)がその他人の設置した架空電線に係る作業に支障を及ぼさず、かつ、その他人の設置した架空電線に損傷を与えない場合として総務省令で定めるときは、この限りでない。

同令に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(5) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、屋内電線と屋内強電流電線との交差又は接近について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 屋内電線が低圧の屋内強電流電線と交差し、又は30センチメートル以内の距離に接近する場合に、屋内強電流電線が、接地工事をした金属製の、又は絶縁度の高い管、ダクト、ボックスその他これに類するもの(以下、「管等」という。)に収めて設置されているときは、屋内電線は、屋内強電流電線を収容する管等に接触しないように設置しなければならない。
- B 屋内電線が高圧の屋内強電流電線と交差し、又は30センチメートル以内の距離に接近する場合には、屋内電線と屋内強電流電線との離隔距離は、15センチメートル以上となるように設置しなければならない。ただし、屋内強電流電線が強電流ケーブルであって、屋内電線と屋内強電流電線との間に絶縁性の隔壁を設置するとき、又は屋内強電流電線を絶縁管(絶縁性、難燃性及び耐水性のものに限る。)に収めて設置するときは、この限りでない。
- C 屋内電線が特別高圧の屋内強電流電線であって、ケーブルであるものから30センチメートル以内の距離に接近する場合には、屋内電線は、屋内強電流電線と接触しないように設置しなければならない。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない